

## 「土地と村落」

安原 茂

ここ数年の年報などを読み返してみ、通信を見たりして、若干の印象、感想を持ったので、それについて少しお話ししてみたい。土地と村落という共通課題になっているが、土地という問題を正面から取り上げたのはこれが始めてだと思う。しかし、村落の方はそれなりに長い間検討されてきて、当然土地と対応するところの村落に

については従来の研究の蓄積というものがあると感じる。そういう観点に立つと、ひとつは村落というものの認識を村研では共通認識として蓄積といふものどのように行われてきたのか。以上の事をみると数回の共同討論の報告などをみても必ずしも蓄積されているとは思えない。たまたま31回、32回大会での共同討論を総括した高橋さん、中田さんの論文が年報に出ている。そこにもさまざま経験的な事実の報告があるだけではなく、やはり理論的に整理していく必要があることが指摘されている。この指摘はある意味では原点にたちかえって村落認識の組み替えを考えてみる必要があるのではないかということである。これについては長谷川さんの報告が前回大会であったが、ああいう風な提言などをみてもやはり報告が前回大会であったが、ああいう風な提言などをみてもやはり村落認識の組み替えを高めていく必要がある。

個別報告を見ながら感ずることの一つは、現在の村落というものの全体像の見通しが難しくなってきている。ある個別の事例の報告が今日の村落の全体像にどのように位置づけられるのかがはつきりしない。従って個々の報告を通じて全体の展望もなかなか見にくくなっている。もちろん研究者の責任ということではなく、現実の村落 자체が様々な形で動いている。これを全体的に見通すことは、かなり難しくなってきているという状態があるだろう。しかし、そういう状況であればあるほどそこに何らかの仮説をたてていき、制御していく必要もあるのではないか。それが理論的な蓄積とも関わる。全体としてこの村落認識については、最近、様々な村落見直し論とも関連してくると思う。こういう問題に関してはかつて研究会で島崎さんも、発言されたこともあると思うが、どうもそのあたりが必ずしも十分に受けとめられているようにも思えない。そういう

意味で見直しの作業というものをしていく必要があるのではないだろうか。

今日は主に3点を申し上げておきたい。一番目に農業集落の多様性ということ、二番目は、土地管理主体としての村落、村落パワーの認識の組み換えにも、関連のあることですけども、一応土地という観点から村落というものを見ていく場合にどのような内容がありうるだろうかということについて考えてみたい。三番目は、村運営の原理と合意形成、土地管理主体としての村落を問題にしながらそこに集団的な土地管理をめぐる合意形成が村落の運営を考える場合に焦点になってきていると思われる。こういう合意形成が、旧来の我々がいわゆる共同体的と称してきた村の運営のあり方とどのように関わるのだろうかということについて問題を出していきたい。

まず第一に農業集落の多様性。戦後の農村社会、村落社会について様々な形で類型化する試みが行なわれてきたが、十分な成果をあげるに至っていないのではないか。戦前の日本の村落については、いくつかの類型が試みられている。そして、それらを通じて個々の村落の位置づけということが可能になつていて例もある現在、そういう類型化的試みも十分な成果をあげていないということと、個々の個別報告の取り上げる村落の位置づけが明確でないということとが関連があるのでないか。従って村落全体に対しても見通しが、出にくくなつてきている。それは戦後の農地改革以後、いわゆる自作農によって作られる戦後の村がその後の農業生産力の展開なり、商品経済の展開なり、あるいはまた労働市場への組み込まれ方、というような村落の内部的、外部的な諸条件が多様に重なり合って、戦前には見られなかつた現象的な多様性を呈してきている。この多

様性をどのようにして整理し、見通しを立てていくことができるか  
ということが、内部意識としてなければならない。

そのための一の材料として、少し数字をはじいてみた。農業集落の農家率別、総戸数別の農業センサスの統計を少し整理してみた。  
80年の農業集落で事例的に考えてみたので、内地都府県に限って  
いる。一番目にあるように、都府県の農業集落数が十三万五千二百  
です。80年センサスをとり上げました解説書の中で例えば現在、日本  
の総世帯の約半数が農業集落の中に入っているというような非常  
に興味深い指摘がある。農家率、それから総戸数規模で集落を見る  
と農家率70%から90%というのが21%を占めている。90%以上の集  
落が17%を占めており、これに50%から70%というのをたすと63%  
となり、かなり多くの集落が80年センサスにおいても農村らしい景  
観というものをとどめていると見ることもできる。これに対し、農  
家率10%以下、あるいは10%から30%、というのは非常に都市化し  
てきている集落と見ていいだろう。けれども、その比率というのは  
全体からいいますと2割ちょっとぐらいで、やはり現在の農業集落  
の中では必ずしも多数をしめるものとは限らない。それぞれが一体  
どれくらいの全体の中にシェアーを農家数とか、耕地数でしめして  
いるんだろうか。農家率50%以上の集落というのは農家数では65%  
をしめ、それから耕地数でいうと、73%が農家率50%以上の農業集  
落によつてしまつてしめられている。それから総耕地規模で見ると、一集落  
の平均耕地規模は、内地平均で二七ha、それからその集落に含まれ  
ている農家の一戸あたりの耕地は〇・八一八haである。たとえばこの  
の総戸数規模、50戸から99戸ところが集落の耕地規模が三四ha、一  
〇〇戸以上が三九ha、五〇戸以上が三五・ha、これはいずれも集落

あたりの耕地規模としては、平均よりは高い。それに対して9戸以下では一集落あたりの耕地規模はわずか五・四haにすぎない。た  
だ一農家あたりの耕地を見ますと総戸数規模の小さい方が一農家あ  
たりの耕地が平均よりも高い。耕地規模が一集落あたり平均である  
二七haよりも高い数字を示す三〇haの集落で農家数で全体の六八・  
%をしめている。あるいは耕地数では65%程度しめている。

このように農家率あるいは総戸数規模別に見て、集落は非常に多  
様に分化している。ここの中でどういうような集落に一体、新しい  
生産力形成の担い手となりうるような農民の存在があるのか、ある  
いは集団的土地区画整理といつたものの基盤になるような集落として一  
体どのようなところにポイントをしほることができるのだろうか、  
実はそんなことを考えて、こういうものを作つてみた。しかし、必  
ずしもはつきりしていない。たとえば確か磯辺さんが村研に出した  
論文の中で、集団的な土地利用というものをうまくおこなつて  
4つぐらいの集落を事例としてあげているけれども、これも戸数の  
規模からして、だいたい三〇戸から五〇戸ぐらいの集落である。し  
たがいまして、ここにあるような一集落の平均規模が三〇戸を越す  
というようなところでは必ずしもない、さりとて一集落の総戸数規  
模が9戸以下といった小集落ではたしてそういうことが可能かも気  
になる。確かにこれを見る限り我々が考えております以上に農村的  
な景観を保つているところの集落の数が、かなり多いということが  
言えるが、どのあたりに一体焦点をしほれば全体の展望を見い出す  
ことができるような分析を試みることができるだろうか、ということ  
は必ずしもはつきりしない。しかしながらこれを見ながら次の様  
なことをやはり問題として考えてみることができるだろう。という

のは、現在問題となつております集団的な土地利用を考えます場合に、一体集団的な土地利用がそれなりの生産力的な成果を發揮するためには、ある一定程度の範囲の団地としての耕地規模というものが必要なではないだろうか。あまりにも、零細なところ、集落全部をあわせてもたとえばここにあります五haといったところでは、この生産力形成を考えるのが困難な場合があるのではないだろうか。こういう議論もあってもいいのではないかろうかと考えてみた。

当然、総耕地規模と同時に、それぞれの集落の中での圃場条件といふのが一体どうなっているのか、なかなかわかりにくいけれども、そういうことも一つ問題になる。

第二点は、これまた集落と関係がありますように集団的な合理的利用を考えます場合に地域的範囲というものが果してこの集落に限られるのだろうかという疑問も当然おこってくる。この点はかつて農政と村落というものを取り上げて、地域農政を問題にしたときにも論じられていてことではないかと思います。要するに、この地域農政なり、あるいはまた地域農業の合理的なシステム的な編成を考える場合に、部落が基礎になるのかあるいはまた地区、これは主として明治に作られた行政村で、だいたい戦後の町村合併の中で地区と呼ばれることになった。明治の時の行政村は、制定当時は徳川時代の藩制村のモザイク的な合成というかたちで、なかなか村人にもなじみの浅いものであった。ムラとソンというものを、村人は区別する。そのソンにあたるという形で社会的距離が大きかったといわれているが、私が見聞した若干の事例から申しますと、どうもこの明治のころの行政村は、それなりにある程度、耕地条件とか環境条件からしますと比較的性質の似たようなあるいは等質的な藩制村を

合わせて一つの行政村にしているというむきが多かったのではないだろうか。従って、戦後町村合併をやりまして、それから何々地区とよばれるようになつた場合、だいたいそれが小学校なり学校施設を持っており、そこで地区の人々が運動会をやるとかというようなかたちで、かつての部落のような社会的統合性を強く持たないとしても、現在の市町村に比べるとそれなりに社会的な統合性というものを持ちうるようなかたちにその社会的基礎を形成してきていたのではないだろうか。そしてそれに見合うような環境的条件といふものがあつたのではないか。これは私が毎年見ている茨木県の豊島地区は、利根川と新利根川にはさまれた平坦地という同じような土地条件を備えている部落を合わせて豊島村をつくり、これが戦後豊島地区になった。そういうことからむしろ地区というものを単位として土地の集団的利用というものが考えられる。これは地域農政が展開する場合、あるいは農家の地域的な合意形成がある場合に必ずしも部落というものに焦点を合わせる必要はないので、地区という形で考える方がより合理的であろうというような議論もいくつかあつたかと思います。それは総戸数規模が非常に小さい部落を考えますと、当然そこが問題になってくる。こうして農業集落、あるいは部落が集団的利用の基盤となるような単位となるような部落はあるでしようし、一つの部落だけではそういう事はできないと考えられる部落もある。そういう意味でどうも部落といつても、土地利用の主体としては一様ではない。こうすることをもう少しつめて考えてみていく必要がある。

もちろんそれ以外に様々な問題があるが、そういう多様性を追求しながら、それぞれの個別調査村落を位置づけて、類型化の媒介と

し全体的な見通しを立てていくという試みというものが意識的に追求されていく必要がある。

一番目に、集落あるいは村落を基盤として土地の集団的利用を考えてみて、そういう基盤にふさわしい集落があるとして、そういう集落を考えてみる場合に、一体その村をどう考えればよいのか、といふことがやはり問い合わせている。にもかかわらずどうもそれがうまく展開していない。私どもがこの村というものそもそも当初考えますときに、様々な共同体的規制というものが存在しているということに非常に強い印象を持つてきた。たとえばここに橋向と花見という部落の事例を紹介したい。それから花見は新潟県の燕市に属する稻作地帯で、橋向も水田単作の部落です。この二つの部落で、それぞれに非常におもしろいエピソードに接することができた。結論から申しますと個別的経営前進というもののへの桎梏として村の慣習というものが働いたということです。橋向は、豊島地区に属しまして戦前は湿田、重湿田の地域であり、従って、かなり経営面積を大きくしないと生活を維持することができない。重湿田で5haぐらいの水田を経営している農家が多かった。戦後利根川の土砂でもって湿地を改良して乾田化し、乾田化と同時にだいたい当時は10a～20aを一圃場とする区画整理を行い、かつまた交換分合を行なう比較的田地数の少ない水田で3haぐらいの水田を當むという農家が大量に出現してきた部落です。この橋向部落はいちはやく農林省からトラクター利用の構造改善の指定をうけて、中型トラクターを導入し、実験的な試みを行い、実験農村という名前をつけられた。このトラクターを入れて実験を行なったのはこの橋向の中の5、6軒の農家ですけれども、この農家が集まり、トラクターの貸与をう

け新しい合理的な農業経営の展開を試みた。このあたりは実は早くから鹿島地方から田植え女を雇ってきた。この田植えのための人件費がばかにならないので、田植えの期間をのばしてそのかわりに田植えの雇用労働を排除して、グループの農家の労働力だけで田植えを行なおうという試みをおこなった。当然田植えの時間が長くなる。当時、橋向でそういうグループに加わっていない多数派の農家は依然として鹿島から田植え女を雇い入れ、田植えを短期に終了する。田植えを終わった古い慣習の農家群がまだ田植えをやっている新しい経営を志向している農家群に、おれたちが手伝ってやろうということをいつて、自家労働だけで田植えをやろうという試みは結局挫折した。なぜその時に伝統的な田植えを行なってきた農家群がおれたちが手伝ってやるというかたちで圧力を加えたのか。当時まだこの橋向部落に神田があり、この神社の田んぼの田植えは村中みんながやるというしきたりになっており、この新しい実験をしている農家群の田植えがすまないと神社の田植えをやることができない。その間、田植えがすんだ農家群は何もやることができないで困る。従つて、共同である神田の田植えを自分たちの田植えが終わってしまう直後にできるだけ早くすませてしまいたいところから、そうした実験農家群に圧力を加えた。こういう例はやはり村の中において様々な集落的な規制というものが個別的な経営前進にとつては、ある意味では桎梏となるという事例として理解できる面がありはしなかつただろうか。

花見の事例というのはこれまで水田単作の部落で、昔から様々な伝統的な慣習が村人をコントロールしてきた。部落の中に不幸があると、無情休みという休日をつくる習慣があった。この無情休みと

いう習慣を破つても、制裁は非常に形式的には軽く、村寄会に酒を

2本ぐらい持つていいてどうもあのときはすまなかつたと言えばす  
むけれども、こうした村の慣行に対する違反というのは一代限りで  
終わらず、世代的に永続させていく。花見部落の議事録を見ており  
ましたら、ある時に部落で稻架にかけていた稻が盗まれた。周囲の  
状況からしてどうしても部落の中の人間であろうと。しかしどの農  
家が犯人であるかは証拠は全くない。そこでこの村の公民館で投票  
箱を設けて、犯人とおぼしき家を村の世帯主が集つて入れ札をして、  
そして、農家の中から特定農家を票で追求し、これが犯人とされた。  
そして一年間村役場と部落間に書類を運んだり、配つたりする小使  
い役を無償でやるという制裁を受けた、というケースがある。村人  
から聞いたりすると、その先々代のじいさんが無情休みのしきたり  
を破つたことがある。そういう農家ならば稻を盗むことがあつたつ  
ておかしくないんだと言つてはいる。従つて、一つの慣行が世代を越  
えて永続されるし、慣行への違反の責任は個人に、あるいは当代で  
終わらず、家族全体に、あるいは世代を通じて継続されるという特  
質をもつてゐるところがある。花見部落に昭和30年代に新しい経営  
を志向する農家があらわれてくる。それは水田プラス酪農という経  
営展開を試みる。水田の場合には、この無情休みという葬式の時の  
休みは、だいたい農作業の暇な時に設定されるから、稻作について  
は休んでもしようがないけれども、酪農になるとそういうわけには  
いかない。酪農農家の場合に、その家畜に餌をやるとかあるいは乳  
をしぼつていてるときに無情休みとなつても、搾乳作業を中止するわ  
けにはいかない。従つて、酪農家は、こうした従来の慣行をやぶら  
なければならない。そうした無情休みについては大目に見てもらつ

ていると言つてはいる。

事例が示すように、村の様々な規制は個別的な經營前進に対し、  
むしろこれをチェックする要因として機能していたと理解すべきで  
はないだろうか。従つてこうした規制というものがどのように崩れ  
ていくのかということが、私達にとっては一つの検討課題であった。  
さらに規制の一つとして、農地管理、土地管理がとりあげられる。  
集落内の農家が集落内の土地について先買権を持つ。この土地先買  
権を調査をしたときにいろいろなかつちで見ることができた。それ  
は個別的な完全な処分権に対するムラの制限である。それはまた管  
理といわれることがある。たしかに出作入作について、当時の村が  
非常に神經質であったことはいうまでもありません。入作者からも  
部落費をとるということは部落において一般的に見られることであつ  
た。

こうした集落内同族による、あるいは集落内農家による土地先買  
権というのは一体いかなる根柢から生じてきたのだろうかということこ  
とは必ずしも理論的に明確にされてこなかつた。私自身はどうも、  
反省してみますとはつきりしてはいなかつたのではないだろうか。  
もちろん、入会の山、水については共同体的な共有という観点でこ  
れを理解することはありましたけれども、個別の農家が占有してお  
ります土地について、ムラ的な制限があることの論理的な意味は、  
必ずしも明確ではなかつた。明確でないままに今日そのあたりがク  
ローズアップされてくるということがありはしないだろうか。集落  
の持つ土地管理機能をアブリオリに前提されではないだろうか。  
また、イエ連合、例えば、同族團の形成のプロセスにおいては、  
土地保有が極めて重要な意味をもつ。これはある意味では自明の、

あるいは我々の学問的常識となつてゐると言ふかもしないが、同族団を考える場合には、本家から分家への土地分与が行なわれる。この場合の相続をどう考えればいいのかについては、近年また有買さんの理論の再検討が試みられております。このあたり大変明確なかたちで説明しているのが例えば竹内さんの最近の本にも載せられておりました。分家が分与された土地は、その本家の世代的な労働が蓄積された、かつまた、対象化されたものである。従つて、分家が土地を与えられても、その分家の自己労働によつて形成された土地ではないということがある。そういうことが、同族団のグループにおいて、本家の分家に対する統制がその土地についても一定程度およぶ一つの根拠になつてゐるのではないかと考へられる。では、同族団ではない場合には、どうなんだろうか。これは例え、農村社会学では、あまり取り上げられていないが、村の形成をめぐる興味ある議論を宮本常一さんがやつてゐる。「村の形成」で、宮本さんは、同族団を重視することに大変警戒的、あるいは批判的である。宮本さんによりますと、そもそも日本の村の形成というのは、労働集団、協業集団として村が形成されたのである。従つて、労働の確保とその再生産が極めて重要な村の機能の一つであり、基本的な機能だ。労働力を確保し、またかつ再生産するためには、異った血縁グループが村の中にはどうしても必要である。日本の村の本来の形成のあり方は、異姓集団による村形成であると宮本さんがいつておられる。仮にこういう考え方を採用すると、村そのものは、異姓集団による協業集団労働により、自己の耕地を形成してきたと考えてみることができる。そして、そういう土地の一部が、しだいに個別的に占有されていくことになつていく。ということを考えてみ

ると、近年、村研でもしばしば問題にされております、「本源的労働」について、村の形成と関連しながら二つの形態、側面というものがあつたのではないだろうか。つまり、日本においては、個別的な労働が土地に対象化され、その占有の対象となつていく側面があると同時に一面においては、集団的な共同労働で形成される側面がある。個人で所有されている土地についても、共同労働、あるいは、村の世代的に蓄積された集団労働の対象化された側面がありはしないだろうか。村人が持つております、個別に占有し、利用している土地についても実はムラ的な、集団的な、本源的労働の対象化された側面が入り込んでいるということがありはしないだろうか。こういうことが、この個別農家の土地売買について、集落成員が先買権を持つという観念を歴史的に形成してきただ一つの根拠になつてゐるのでないか。そうした村の形成のあり方、展開の仕方、あるいは耕地形成などを考えてこないと、集団性が村の土地の全体の再生産の基盤として、補完的なものとして存在していることは事実だらうということはでてこない。しかしながら、それらは、極めて閉鎖性の強いものである。この閉鎖性というものと、それから新しい合理的集団的土地区画整理事業の場合にその集落が一つの凝集化させる作用を果す場合の凝集性とを同一視することができるだらうか。むしろそこにはある種の仕組みの組み換えが存在しなければならない。つまり私のこういう仮説で考へると、こうしてかたちでの集団的管理の持つ歴史性が、次第に退化する。そういう機能が現在でもそのまま引きつがれているとは考へられないのではないだろうか。形の上では同じように引きつがれても、内実的には組みかえられているということにならないと、開かれた集団的土地区画整理事業になつ

ていかないのではないだろうか。しかしながら、こうした問題について、私達が、十分な論理化に至ることができなかつた。というところから、様々な村落見直し論が出てきた場合に、十分な批判をすることができにくい面がでてきている。

この村落見直しと共同体の関連について、私自身は、例えばこの渡辺兵力氏の新しい、組み換えた集落論であるとか、あるいはまた磯辺さんの従来の共同体論に対する批判、これもしかし、小農に対する必然的な補完物として共同体を考えるという議論、この議論そのものには必ずしも納得はするものではありませんけれども、しかしそれは一つの考へる契機といったものを私に提供してくれるということは事実です。また、村研で川口さんなどが、ザスリッヂなんかを取り上げて問題にしながら、かなり磯辺さんと似たような議論を展開しておられる。こういう議論は一体どういうことと関連しているのだろうか。村における共同体性と共同社会性といふことと関係があるという感じを最近持つていて。我々が村、部落といふふうによんでいる、その内実は、その中に先ほどふれましたような、共同体的規制を含んでいるということは明らかのように思われる。それが様々な地域的な狭隘性であるとか、あるいは技術への抑圧であるとか、こうした機能をいとなむ側面といふものを持っていた。にもかかわらず、しかし、ではそうした共同体的諸関係によって完全におおわれてしまつてゐるのかと言うと、必ずしもそうだと言えない側面があつただろう。それは共同社会性である。これが地縁的な、近隣的な共同社会性、そういうものの重層というように理解してもよいと思う。あるいは、又、鈴木栄太郎が社会地区といふようななかたちでの議論で取り上げてゐる社会環境への内実とい

うものとやや形態的には似ているところがあると思う。実は、ぶり返つて、日本の村を考える場合には、そこにいわゆるゲマインデ的な性格とゲマインシャフト的性格というものを区別し、また相互を連関させて理解するという、必要があるだろう。そういう議論は農村社会学の中で前からもあった。山口大学の木下さんなども、そういう論文をお書きになつてゐるが、ゲマインデ性とゲマインシャフト性というものの相互の連関が必ずしも十分につめられていたとは限らない。

現在行なわれてゐる新しい、村の見直し論は、この共同体性を一応捨象しまして、共同社会性に注目し、そこに焦点をあてるにによって、村への新しい注目を求めていくものである。しかしながら、この両者は密接に結びついていて、片方だけを機械的に分離させるということは事実上は困難な側面を持つてゐる。従つてこの共同体性を捨象して、共同社会性のみに注目するのは、村理解としては、一面性を強調することになる。それは、当然、村社会を構成している基礎的単位である、イエの理解にも関わつてくる。イエの持つ再生産の基礎としての土地、家産が一体、現在ではどのように考えられているんだろうか。土地意識に対する調査を行いまして、土地意識としては、家産的な土地意識、生産手段的な土地意識、資産的な土地意識を農民意識の中にさぐろうとしたことがある。実際にそういう意識の面で言つながら、土地利用という点が世代交替において、どのように取り扱われていたんだろうか。相続ということだけでなく、世代交替を通じながら、土地利用はどのようになつてゐるんだろうか。これが戦前のイエ的な土地利用とは、かなり異つてゐるのではないか。昭和40年代に、山形県、佐賀県の家族生活の調査

をしたことがある。そこでは、従来の家父長的な直系家族で理解できることかどうかは、はなはだ疑問であるという現象に直面することが多かった。それでは、二世代夫婦家族がふさわしいのではなかろうか。一世代夫婦が一定耕地を経営する場合には、農業労働に従事しなくてはならない。4人であるとは限りません。3人である場合がありますけれども、いずれにしても、一世代の労働だけでは完結できない。一世代の夫婦が農業労働にコミットしている農家を見ていると、その中で世代ごとに労働の分業が行なわれている。例えば、年長世代が稲作の責任者である場合に、年少世代の夫婦は、プラスアルファー作物の責任者になる。そして年少世代が例えば畜産であるとか、果樹であるとか、プラスアルファー部分での労働による収入は、年少世代に自由にその処分が委ねられる。世代的な労働分業が佐賀においても、山形にしても、一応見られる。こういうのは従来の家父長的協業とはかなり異っているのではなかろうか。こういう場合、そういう農家において世代交替が行なわれると、土地利用のあり方にも、従来のイエ的な土地利用とは異った様相というものが生じてくる。現在集落的な規模で協定を結ぶ場合には、その協定が世代交替においても、包摂されるという場合もあるというような村がある。そうした世代交替まで拘束しうるものが、果たして、現実的合理性を持ちうるのだろうか。現在の村を構成しているイエが、伝統的な土地利用と同じ形態を世代交替をしながらも維持していくと考えられるのだろうか。そういう意味で、イエそのものの変質があるならば、当然そうしたイエを単位として構成されているムラの集団的な土地管理のあり方にも一定の変化を促すことになる。その中で、集団的な土地管理が行なわれなければならない

とするならば、それは、新しい組み換えが必要とされるのではないだろうか。

同じようなことが、第三番目の問題と関連する。こうした集団的土地利用には村落レベルの合意形成が必要である。従つて合意形成がいかに行なわれるかは、村落社会研究においても、近年、しばしば取り上げられてきた問題である。ところで、この村の合意形成なり村の運営のあり方なりも、我々古い村を見ていると、そこには、伝統的な合意形成のメカニズムというものがある。これらは、全員一致主義である。村の平和を尊重する。村を尊重する全員一致などシコリが残る等々ということが多いわけ、村の運営においては、全員一致主義といったものがとられる。これが村の伝統として多くの場合存在してきた。この全員一致が困難で、場合によつては村の分裂といった事態が起こつてくることがあり、少数派が意見をそのまま堅持しながら多数決によって物事が決まるということが従来の村落運営においては、だいたい存在していなかつたと見てよからう。しかしながら、この全員一致主義的な村の運営については、それがやはり、支配としての機能を演ずるのではないだろうか。ここに支配としての異端排除である。地主制下では、地主支配の機能というものを、全員一致主義は営んでいたのではないか。そして、そうした地主支配に抵抗するようなマイノリティーというものは、異端として排除する。異端として排除されるのを恐れるが故に、この全員一致主義に包摂されるというかたちが行なってきたのではない。従つて、この全員一致主義は決して、好ましい意味での全員一致主義ではないという合意が比較的研究者の間にも多かつたのではないかと思われる。しかしながら、これもそうしたネガティブな面だ

けで評価していいんだろうかというようなケースも、確かに見られる。茨城県東村の部落は徹底的な土地改良と同時に交換分合をやったことで知られており、要するに換地について完全な同意をうるためには徹底的に討論と集会を重ねていった。そして完全な同意というものが得られて換地が行なわれた。百日間もかけて全員一致を追求するというのは、極めて重要な部落運営の民主的なやり方であるという側面をもつている。もちろん、この場合には事業そのものが全員一致にならざるをえないような要素というものがあるということは否定できない。しかしながら非常にねばり強くそういうことをやる、そういうところを見ますと、ある意味では、ゲマインシャフト的な側面というものを意義あるとしていいのかもしれない。しかしながら伝統的な部落における全員一致は共同体的な性格を持つ。むしろ或る意味では強制として実現する。自発的な合意によって形成されるのではない。こうしたものは当然、様々なかたちで解体していかざるをえない。又、内面的な支持をえがたくなっていくことは当然だろう。そういうところから全員一致的な合意形成が、新らたに試みられるとするならば、それは仕組みの組み換えなり、意識の変化なりといったものを媒介しなければならない。近年、言われております様々な合意形成というのは、そういう意味では、伝統的な村運営の合意形成とはやや異なる新形成、合意の新形成ではないだらうか。共同体的な悲惨や怨念を残さないような新しい新しい仕組みが、そこに求められている。当然そうなりますと、合意形成を媒介するところのリーダーが、戦前に見られない重要性を持つ位置、機能を与えられてくる。

というものは、どういったタイプのものとして現在登場してお  
り、何らかの類型化が可能なんだろうか。キャリアーであるとか、  
あるいはまた村人からの評価であるとか、そういうことについて、  
従来の家格と全く異なるところの、何らかの新たなりーダーのタイ  
プというものが社会的に形成されてきているのか、いないのか、と  
いうことも問わなければならない問題になつてきている。土地管  
理主体としての村落を考えるにしても、集団的な土地運営のために、  
集落の合意形成を求めるにしても、それらが従来の伝統的な原理の  
延長の上に生じてきているのでは必ずしもないのではないだろうか。  
そこには何らかの新しい組み換えというものが、村落の基盤からも  
要求されているのではないだろうか。このあたりは、つめていく必  
要がありはしないだろうかというような気が特に最近する。

うことでも一つ必要ではなかろうか、それから「所有の社会学的理論」は私も昔、村研にきましたときに、小池先生から一体、社会学者というものは、土地所有というのをどのような概念で把握しようとしているの、ということを聞かれて、大変困りました。確かに経済学では地代範疇でとらえる。法学では所有権でこれをとらえる。では社会学ではこれをどう把えるか。近年村研で社会学の話を聞こうとしても、社会学者が経済学のことしか言わないのは、おかしいのではないか。社会学者の固有のメリットは、何であるのかを考えてみていく必要がありはしないだろうか。そういう目で見ると、川島武宜氏が所有を社会学的な範疇として考えようとすると、M・ウェーバーのいっているアプロブリアチイオンという概念が一番適切ではないだろうか。といっておられる。しかし、これも論理的な展開と

しては、しりつぼみになっている。しかしそういう試みも一つ行なわれていてもよいのではないだろうか。アプロプリエーションという考え方には、ウェーバーによりますと、これは閉鎖性という属性をもっている。閉鎖性というかたちで所有の社会学的理解をしていくことが、川島さんの考えだが、そういう閉鎖性ということだけ理解していいのかどうかは、問題があろう。実は村を考える場合でもムラはそのままたりを強くするのは、外圧に対する自衛的な活動を持つときではなかつたんだろうか。従つて、閉鎖的な性格を持たざるをえないような側面を持つているのではないだろうか。もう少し、開かれたかたちで新しい共同社会性を形成していくと、その場合の所有はアプロブリーアチョンで解けるのか。どうもそうではないというような感じがする。もっと広く見ていくと、土地所有、零細な私的土地位所有は、生産力的な側面から見れば、もはや、限界に直面している。こういうことは、土地の社会的所有の内面的な形成が問われていくのではないかと思う。しかし中国も、今の情勢を見ると、社会的な集団的な土地所有という基本的枠組みは、現在でもはずされていないが、その利用については非常に個別経営的利用が行なわれるようになつてゐる。世界的に見ても、新しい局面が現われてきている。そういう中で現在の自作農的な土地所有への展望も問われている。こういうものを、社会学的にどう理解していくのか。やはりこのあたりを少し考えないと、新しい見通しは出で来にくいのかなと、私なりに思つてゐる。

(文責事務局)